

# (仮称) 箱根町住民自治基本条例

## 策定委員会だより 3

発行 箱根町企画部企画課

### 地方分権フォーラムに出席

地方分権フォーラム  
に出席しました

策定委員は、去る1月23日、プロミティ厚木(厚木)において開催された、県主催の『地方分権フォーラム』に出席しました。フォーラムでは、千葉大学の新藤宗幸教授による、「いま、なぜ自治基本条例なのか」をテーマに講演がありました。

#### フォーラム内容

##### 取組紹介

「地方主権実現のための基本方針(仮称)」の策定に向けて

広域自治制度研究会報告書について

自治基本条例検討懇話会報告書について

##### 講演

千葉大学 新藤教授  
「いま、なぜ自治基本条例なのか」

#### 告知

##### 次回 策定委員会

2月15日(木)  
13時30分  
役場分庁舎 会議室



#### 神奈川県は

##### 自治基本条例に熱心

フォーラム当日の神奈川新聞にも掲載されていましたが、神奈川県内の自治基本条例の策定状況は、施行済みが3市3町、準備中が7市3町(県も策定中)となっています。

これは、全国的にも自治基本条例策定への取り組みが、積極的であることがわかります。

また、県では、平成17年度から、自治基本条例検討懇話会を設置し、あらゆる媒体を通じ、検討状況を積極的に情報発信しています。

講演を行った新藤教授は、この懇話会の座長で、懇話会は昨年の11月29日に検討報告書を知事へ提出しました。

#### 地方自治に

期待すること

##### 主役は住民

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方は対等の関係になりました。しかし、厳密には対等と言えない部分は、あるものの、施行以前に比べたら、地方自治体が自ら選択し、行うことのできる範囲が広がりました。そこで、「主役は住民」であるとの認識に立ち、住民が計画段階から参加できる仕組みづくりの構築が必要であるとのことでした。

##### 徹底した「情報の公開」

これからの自治体は、自分で選択できる範囲が広がった反面、責任は自分でとらなくてはなりません。

選択するために、責任ある判断をするために、徹底した情報公開が欠かせないと、新藤教授も講演で述べられていました。

#### 芦之湯村の村民総会

講演後の質疑応答では、箱根町の旧芦之湯村に存在していた「村民総会」なども、素晴らしい制度であったと紹介がありました。